

令和2年度保健指導支援ステーション研修案内

令和2年5月7日

一 特定保健指導研修事業

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者は加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進することが求められているが、その一環として、保険者は、国が定める特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に取り組んでいるところである。

このためには、特定保健指導の業務に従事する人材の確保及び、その指導能力の向上が重要である。令和2年度の研修は、基礎研修①・②コース（各1コース）、レベルアップを目指す者を対象とした指導力向上研修（2コース）を開催し、人材の確保と従事者の指導力向上を図る。

2 主催 佐賀県、佐賀県健康づくり財団

共催 佐賀県医師会、佐賀県看護協会、佐賀県栄養士会

3 研修内容

① 基礎研修コース（2コース）

※厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版) 健診・保健指導の研修ガイドライン」に準じた研修会。特定保健指導従事者は、本研修を6年ごとに受講することが望ましい。

基礎研修①コース

特定保健指導従事者（主に経験年数1～2年目の初任者）が、「特定健診・特定保健指導」の制度、技術に関する知識を習得し、基本的な考え方、実践手順、

保健指導のポイント等について理解を深め、保健指導に活用できるようになることを目的とする。

基礎研修②コース

一定の特定保健指導経験（経験年数3年以上）を有する者が、自身の保健指導の課題を明確にし、様々な事例に対応できる技術を強化することを目的とする。

② 指導力向上研修コース（2コース）

保健指導における具体的なアプローチに必要な専門的な知識や技術を習得し、対象者の行動変容に有効な保健指導を実践できるようになることを目的とする。

4 受講対象者

① 基礎研修①・②コース（各1コース）

医師、保健師、管理栄養士及び次の業務（※）に平成20年4月以前に1年以上（必ずしも継続した1年間である必要はない。）従事した看護師（以下「保健指導経験看護師」という。）とする。

なお、定員に余裕があれば、その他の希望者も受講できる。

（※）保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務

保健指導経験年数により研修内容を分けており、基礎研修①コースは、初任者（保健指導経験年数1～2年目）の者を対象とし、基礎研修②コースは、経験者（保健指導経験年数3年以上）の者を対象とする。

なお、保健指導に従事する者は、健診・保健指導の研修ガイドラインに準じた基礎研修①・②の両コースとも受講する必要がある。

② 指導力向上研修コース

現在、特定保健指導業務に従事している者又は従事したことがある者若しくはステーションに人材登録をしている者とする。

なお、定員に余裕があれば、その他の希望者も受講できる。

5 研修日時

① 基礎研修①・②コース（各1コース）

研修日 基礎研修① 10月25日（日）、11月3日（火）、

基礎研修② 11月15日（日）

研修時間 10月25日 9：30～16：30

11月 3日 9：30～16：00

11月15日 9：15～16：30

② 指導力向上研修コース（2コース）

研修日 Aコース 令和2年12月13日（日）

Bコース 令和3年1月 17日（日）

研修時間 A、Bコース 10：00～16：00

6 定員

① 基礎研修①・②コース 各コース45人

② 指導力向上研修コース 各コース45人（計90人）

7 受講料

無料とする。

8 広報

県内医療保険者等の協力を得て、研修の実施を広報する。

広報内容については、別添広報サンプルを参照。

9 受講申込手続き

受講希望者は、「住所」、「氏名」、「電話番号」、「取得免許種類」、「希望研修コース」、「特定保健指導業務経験の有無」、「勤務先」及び「修了後の人材登録希望の有無」を記入した受講申込書を、佐賀県健康づくり財団へ提出する。

※ 提出先

〒840-0054 佐賀市水ヶ江一丁目12番10号

佐賀県健康づくり財団内総務企画部総務企画課ステーション担当

10 受講申込受付期間

(基礎研修①コース)

令和2年9月18日(金)から令和2年10月15日(木)まで

(基礎研修②コース)

令和2年10月16日(金)から令和2年11月4日(水)まで

(指導力向上研修)

Aコース 令和2年11月5日(木)から令和2年11月26日(木)まで

Bコース 令和2年12月11日(金)から令和3年1月7日(木)まで

11 受講者の決定

受講申込先着順により受講生を決定する。

受講者を決定した後、佐賀県健康づくり財団は、受講者に受講決定通知を送付する。

12 修了証

佐賀県健康づくり財団は、基礎研修①・②コースを受講修了した者へ修了証を交付する(基礎研修①コース、基礎研修②コースにおいて、それぞれに修了証を交付する)。なお、指導力向上研修に関しては、「修了証交付依頼書」を申請したものに交付する。

二 人材登録事業

1 目的

特定保健指導業務に従事可能な者で、従事することを希望する者の登録と情報提供を実施して、当該業務の人材確保に寄与する。

2 人材登録対象者

広く県内の人材の活用機会を確保するため、本事業が実施した特定保健指導研修修了者だけではなく、他の団体の研修の受講者を含めて、人材登録を希望する者とする。

3 人材登録申込み手続き

人材登録は、人材登録届に必要な事項を記入して、これを佐賀県健康づくり財団へ提出することにより行う。

4 人材登録情報の管理

佐賀県健康づくり財団は、人材登録名簿等の個人情報が入り漏洩しないよう適正に管理し、県内保険者以外の者には開示しない。

ただし、県内保険者が特定保健指導業務を外部に委託した場合は、当該業務の受託者に人材登録情報を活用させることができる。

なお、今年度の特定保健指導研修修了者による新規の人材登録及び既登録者の情報の更新を行った後、12月に人材登録者名簿（一覧表）及び人材登録届の写しを名簿の提供を希望する団体へ送付する。

5 人材登録情報の更新

令和元年度までに登録されている人材登録情報を全登録者へ照会して内容を更新する。

6 広報

本事業が実施した研修の受講者だけではなく、県内人材の登録を進めるため、広報を行い登録の勧誘をする。